

## 野田市告示第 86 号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 17 年野田市規則第 5 号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の 1 の様式を廃止し、及び 2 の様式を追加し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 1 廃止する様式

- (1) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額納期特例申請書
- (2) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額納期特例承認(取消)通知書
- (3) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額納期特例の要件を欠いた場合の届出書
- (4) 市県民税減免申請書
- (5) 市県民税減免(否認)通知書

### 2 追加する様式

- (1) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期特例申請書
- (2) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期特例承認(取消)通知書
- (3) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期特例の要件を欠いた場合の届出書
- (4) 市民税・県民税・森林環境税減免申請書
- (5) 法人市民税減免申請書
- (6) 市民税・県民税・森林環境税減免(否認)通知書
- (7) 法人市民税減免決定通知書

令和 6 年 3 月 29 日

野田市長 鈴木 有

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期特例申請書

(宛先) 野田市長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び野田市税賦課徴収条例第33条5の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)													
フリガナ													
名称 (氏名)													
代表者名 職氏名					電話番号	— —							
法人番号													担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります							

関与税理士 署名押印	(連絡先)
---------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後 の特別徴収税額			
	月 区 分	給与支払人員	給 与 支 払 額	
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額  ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※野田市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人)	円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	円)	
		常時 人	円	
	年 月	(臨時 人)	円)	
		常時 人	円	
	市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものときは、その理由の詳細			
	申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 ( 年 月 日承認取消) ・ 無		

様  
(指定番号 )

野田市長

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税  
特別徴収税額納期特例承認（取消）通知書

年 月 日付にて申請のありました市民税・県民税・森林環境税特別徴収  
の納期の特例につきまして、これを承認（取消）します。

なお、野田市におきましては一度承認した事業所については納期特例を承認す  
る要件を欠かない限り、次年度も継続されます。

ただし、下記の事項に留意のうえ、滞りなく納入していただきますようお願いし  
ます。

記

- 1 各納税者の月割額は必ず毎月徴収すること。
- 2 次の期間中に支払った給与または退職手当等について徴収した特別徴収税額  
は、次に掲げる期限までに納入すること。  
年度  
(1) 月から 月までの特別徴収税額 月分の納期限まで  
(2) 月から 月までの特別徴収税額 月分の納期限まで
- 3 事業所の総従業員数が常時 10 人以上となった場合には、遅滞なくその旨を  
届出すること。
- 4 退職、転勤等異動が生じた場合には、翌月の 10 日までに異動届を提出するこ  
と。

(裏面)

【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と、地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 8 1 号様式の 2

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期特例の要件を欠いた場合の届出書

(宛先) 野田市長

年 月 日

野田市税賦課徴収条例第 3 3 条の 5 の 4 の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期の特例の要件を欠いたため、届出します。												
所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者名 職氏名						電話番号	— —					
法人番号												担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります						
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったため 2. その他 (理由:											
関与税理士 署名押印	(連絡先)											

市民税・県民税・森林環境税 減免申請書

年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 納税義務者との関係 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり地方税法第323条及び野田市税賦課徴収条例第35条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第3条の規定により、証明書類を添えて減免を申請します。

納 税 義 務 者	住所			
	氏名	職業		
年度	通知書(指定)番号	年税額	円	
減免を受けようとする税目				
<input type="checkbox"/> 市民税・県民税 <input type="checkbox"/> 森林環境税				
減免を受けようとする期別(月別)・税額				
徴収区分	期別(月別)		減免申請額	
普通徴収	___期 ~ ___期		円	
給与特別徴収	___月 ~ ___月		円	
年金特別徴収	___月 ~ ___月		円	
申請理由				

# 法人市民税減免申請書

年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 (納税義務者)	本店所在地及び 電話又は連絡先	電話 ( )
	野田市の主たる 事務所等の所在地	
	フリガナ	
	法人名	印
	フリガナ	
	代表者氏名	印

下記のとおり野田市税賦課徴収条例第 条第 項第 号の規定により申請しま

減 免 申 請 区 分	
法人番号	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
算定期間中事務所等を有していた月数	月 (均等割月割計算による月数)
当該事業年度に係る税額	円
減免を受けようとする金額	円
減免を受けようとする理由	

第 号  
年 月 日

様

野田市長

市民税・県民税・森林環境税 減免（否認）通知書

申請のありました市民税・県民税・森林環境税の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の内容
- 2 減免（否認）した理由

【審査請求について】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

# 法人市民税減免決定通知書

第 号  
年 月 日

(法人名)  
(代表者名) 様

野田市長

年 月 日をもって提出のありました法人市民税減免申請は、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

## 記

管理番号	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
算定期間中の該当月数	月
減免申請税額	円
減免する税額	円